

渋民振興会慶弔に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、渋民振興会の役員・職員等の慶弔に関する事項を定めることを目的とする。

(事由及び額)

第2条 前条に掲げる事由が生じた場合は別表第1号に定める額等を贈ることができる。

2 なお、上記要領によりがたいときは会長が決定し理事会の承認を得るものとする。

(弔花等の贈呈)

第3条 会長が必要等を認める場合は弔慰金・弔花・弔電・弔辞を贈ることができる。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1号

事 由	給付額	摘 要
会長・副会長・事務局長（本人死亡）	10,000円	
職員（本人死亡）	10,000円	
会長・副会長・事務局長（配偶者死亡）	5,000円	
職員（配偶者死亡）	5,000円	
職員（結婚）	10,000円	